

扶桑町議会議案第 2 1 号

扶桑町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について

扶桑町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので提案します。

扶桑町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

扶桑町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年扶桑町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「12,900円」を「13,340円」に改め、同表部長及び団員の項中「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に、「11,300円」を「11,670円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の扶桑町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた扶桑町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

扶桑町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者</p>

新	旧
<p>若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって、補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族</u>については1人につき<u>383円</u>を、<u>第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって、補償基礎額とする。</p> <p><u>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p>(2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)</p> <p>4 (略)</p>

新

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>
部長及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>

旧

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>